

賃金の定義（法第11条）

賃金とは、名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。

就業規則などであらかじめ支給条件が明確に定められている賞与や退職金なども賃金に含まれます。

